

いじめの防止等の対策のための組織

- すべての学校は、「当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、(中略)いじめの防止等の対策のための組織」(「いじめ防止対策推進法」第22条)を常設する。
本校では、常設の組織を「いじめ防止対策委員会」とし、既存組織の「生徒支援特別委員会」をこれに当てる。ただし、主管は生徒指導部とする。
- すべての学校の設置者又はその設置する学校は、「重大事態(①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき②いじめにより児童等が相当期間(年間30日間を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき)に対処し、(中略)その設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」(上記法律第28条)ものとする。

いじめの発見、通報受理から対応に至るフロー

